

河内長野市事業資金融資利子補給制度のご案内

1. 制度のあらまし

この制度は、最近の景気低迷に対処するため、株式会社日本政策金融公庫の融資を利用して経営の安定を図る中小企業者に対し、融資にかかる返済利子の一部を補助する制度です。

2. 補助対象者

下記の制度を利用した中小企業者で、河内長野市内営業所のために必要な事業資金として融資を受けた方が対象となります。(※ただし、複数の下記融資を受けているときはいずれか1融資のみ対象。また、新型コロナウイルス感染症に関連する融資は対象外。)

(1) ・ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

※令和3年12月31日までに実施した場合に限る

(2) 国民生活事業に関する融資のうち、新創業融資制度による以下のもの

- ・ 新企業育成貸付のうち新規開業資金又は女性若者/シニア起業家支援資金
- ・ 生活衛生貸付のうち一般貸付、振興事業貸付又は特例貸付

但し、下記の事項に該当することが必要です。

- ① 個人企業の場合は、当該融資申込時及び本補助制度申込時において、当該事業主が市内に引き続き6ヶ月以上住所を有し、かつ、6ヶ月以上同一場所で継続して事業を営んでいること。
- ② 法人企業の場合は、市内に事業所を有し、かつ、当該融資申込時及び本補助制度申込時において、6ヶ月以上同一場所で継続して事業を営んでいること。
- ③ 補給申請日の前年の1月1日から12月31日までの間、約定どおり利子を全て返済しているもの。**遅延損害金が発生している方は対象となりません。**
- ④ 市・府民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないもの。
- ⑤ 利子補給を受けた最終の利子返済日から2年を経過した日が属する月の翌月以降に、対象の融資を新たに実行していること(詳細は裏面「4. 交付申請の期限と方法」をご覧ください)。

(①・②に記載されている6ヶ月以上の条件は、マル経融資対象者のみ適応する。)

3. 利子補給金額等

- ・ 利子補給金額 …年間支払利子の1/2、上限は5万円となります。
- ・ 利子補給期間 …返済計画書上、融資実行日から起算して3年間
(※途中繰上償還や借換えを行った時はその前までとなります。)
- ・ 融資対象額 …当初借入額が500万以下の場合は当初借入額とし、
当初借入額が500万円を超える場合は500万円となります。

< 交付申請の方法などは裏面をご覧ください。 >

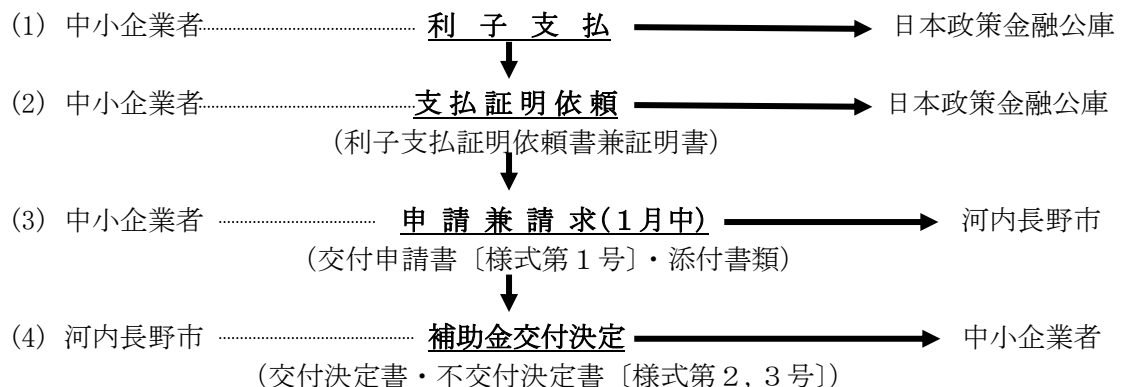
4. 交付申請の期限と方法

補助金の交付を受けようとする方は、**毎年1月中に前年の年間支払利子**について、補給金交付申請書兼請求書（様式第1号）に下記の書類を添えて、産業観光課まで提出して下さい。**ただし、融資実行1年目の申請をしなかった方は、2年目以降の補給は受けられないものとします。また、本制度による利子補給を受けた最終の利子返済日から2年を経過しない間に受けた融資については補給対象外となります。**

◇申請に必要な書類

添付書類	必要部数	
補給金交付申請にかかる利子支払証明依頼書兼証明書 (証明書を(株)日本政策金融公庫業務課回収係に持参もしくは郵送し、押印・お支払額明細書を添付してもらうこと)	1部	
返済計画書 (=お支払額明細書)	1部	
申込者が個人の場合は、住民票 【市役所1F市民窓口課にて交付】 (発行後3ヶ月以内 本人のみ、現住所が確認できるもの)	1部	
申込者が法人の場合は、法人登記簿謄本 (発行後3ヶ月以内のもの)	1部	
市・府民税の 完納 証明書 【市役所1F市民窓口課にて交付】	※納税証明書や所得証明書ではありませんのでご注意ください。非課税の方のみ、所得証明書をご提出ください。 ※法人の方は、法人名義でご申請ください。	1部
固定資産税及び都市計画税の 完納 証明書 【市役所1F市民窓口課にて交付】		1部
口座振替支払依頼書		1部
振込先がわかる通帳のコピー (表紙及び1ページ目)		1部
その他必要と認められる書類	該当書類各1部	

5. 補助金交付の流れ



6. 提出及びお問い合わせ先

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市 環境経済部 産業観光課 宛 電話 53-1111